

小山市文化芸術振興計画(第3期)

—心豊かで活気のある 暮らしやすい「文化都市小山」—

素案



令和4(2022)年 月

小 山 市

(裏表紙)

目 次

内容

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 社会の動向	3
3 文化行政をめぐる動向	5
4 本市の動向と課題	5
5 文化芸術に対する基本認識	6
第2章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	11
2 基本目標	11
3 基本的視点	12
4 文化芸術振興の概念	13
5 施策体系	14
第3章 施策の展開	15
基本施策1 多様な文化芸術活動の推進	16
基本施策2 文化芸術の担い手の育成	19
基本施策3 伝統文化の保護及び継承	23
基本施策4 文化芸術交流の促進	26
基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり	28
第4章 計画の推進	31
1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働	32
2 進行管理	34
3 評価・見直し	34
資料編	35
1 小山市文化芸術振興条例	36

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 社会の動向
- 3 文化行政をめぐる動向
- 4 本市の動向と課題
- 5 文化芸術に対する基本認識

1 策定の趣旨

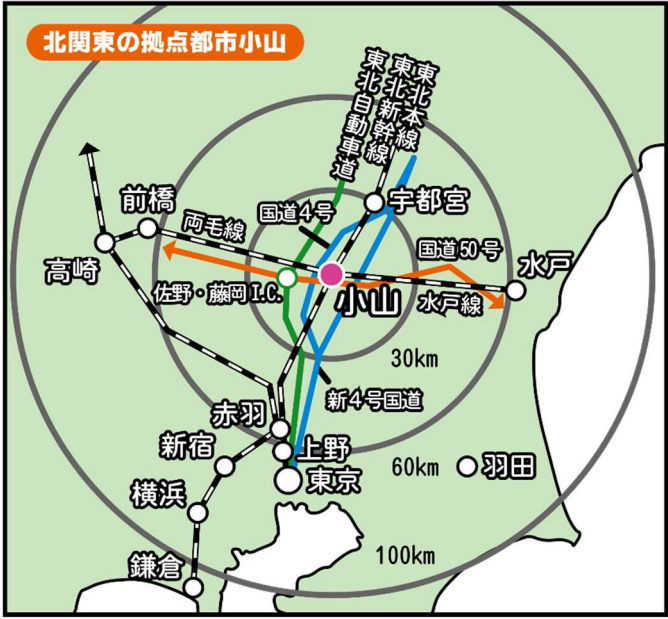
小山市は、栃木県南部にあり、農業、商工業のバランスが良く、新幹線も停まり、国道が交わる東西・南北交通軸に恵まれた利便性の高い立地にあることから、さらなる発展が大いに期待されています。また、すばらしい自然環境にも恵まれ、古代から連綿と続く歴史と文化の有形無形の大切な資産も多く、ゆとりある生活を送ることができる首都圏でも有数の田園環境都市として、渡良瀬遊水地や本場結城紬など小山市ならではの個性や魅力を際立たせています。

このような田園環境都市である本市では、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、平成 18（2006）年 4 月に、県内初の文化芸術の振興に関する条例となる「小山市文化芸術振興条例」を制定しました。平成 19（2007）年 3 月には、「小山市文化芸術振興ビジョン」を策定し、平成 29（2017）年 3 月に第 2 次の改正を行い、文化芸術政策を総合的かつ計画的に実施してきました。

現在、経済情勢や就業構造の変化、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等の影響による人と人とのつながりの希薄化など、社会は急速に変化しています。私たち一人ひとりの「ライフスタイル」や「価値観」も多様化し、単なる物質的な充足や利便性や合理性といった目に見えるものだけでなく、精神的なゆとりや心の豊かさ、自分らしさなどが以前にも増して求められるようになっていきます。

このような社会状況の中、文化や芸術は、心豊かな人生や社会、時代を生きる証であり、また、課題を解決するための創造力を育み、社会に活力をもたらすものとして、文化芸術を活用した施策展開が益々期待されています。

今後、様々な市民文化をさらに発展させるため、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、豊かで活力のある多様な文化の創造を目指して、名称を改め第 3 次となる「小山市文化芸術振興計画」を策定し、本市の文化芸術の振興を図ります。



2 社会の動向

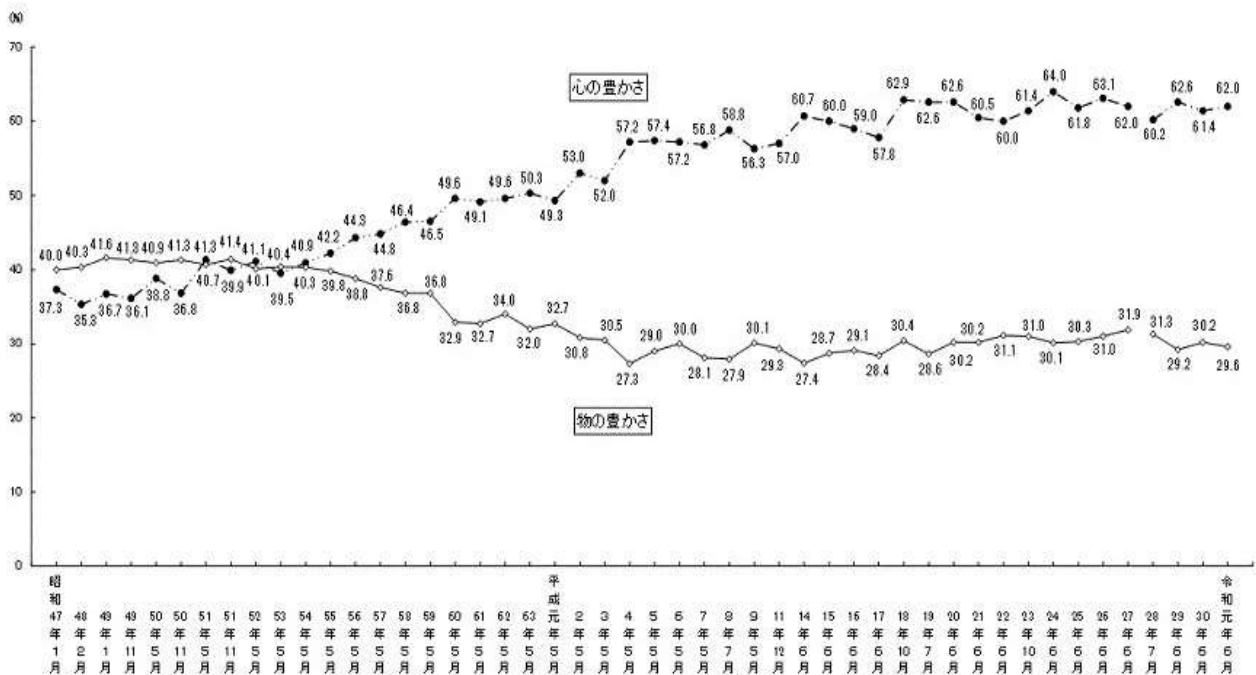
(1) 価値観の多様化

内閣府の実施した「国民生活に関する世論調査（令和元（2019）年8月調査）」によると、「物質的にはある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きを置きたい」（心の豊かさ）と答えた人の割合は62.0%を占めています。

価値観の多様化がすすむ中、人々は精神的な安らぎや潤いのある生活など心の豊かさを重視し、自己実現を図るライフスタイルを求めています。

多様な価値観が共存する現代の成熟社会において、文化芸術は、その精神性や創造性、共感性がより一層重要視されるとともに、社会における様々な問題解決に向けた役割を担うことが期待されます。

■ 「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」 時代による価値観の変遷



(注1) 心の豊かさ → 「物質的にはある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きを置きたい」
物の豊かさ → 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい」

(注2) 平成27年6月調査までは、20歳以上の者を対象として実施。平成28年7月調査から18歳以上の者を対象として実施。

(2) 情報通信技術の発展等

インターネット等の情報通信技術（以下、「ICT」という。）の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものです。

しかし、物理的な関わりが希薄化し、家族関係や人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった新たな社会的課題も生じています。

そのため、こうしたICTの利点や課題等を踏まえ、ICTを正しく利活用するための普及・啓発活動を推進するとともに、文化芸術の活性化のためのデジタルアーカイブ化の促進や、デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図ることが期待されています。

(3) グローバル化の進展

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進んでいます。その中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有しています。そのため、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越えた人々の交流を推進することは、世界各国と連携していくための大きな力となることから、グローバル化等に対応する人材の養成を進める必要があります。

本市では、ユネスコ無形文化遺産登録「本場結城紬」、ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」などを活用し、「ふるさと小山」を愛し、我が国の文化や伝統を誇りとするところのできる人材の育成にも努めています。

(4) 地方創生

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

そのため、文化芸術、街並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、

地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につながるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術をきっかけとする地方創生の実現を図る必要があります。

本市では、令和3（2021）年3月に「第8次小山市総合計画」を策定し、「市民との対話と連携・協働による「田園環境都市 小山」を未来につなぐ 持続可能なまちづくり」の基本理念を実現するための取組を進めており、本市の市民文化や歴史文化もその一翼を担っています。

3 文化行政をめぐる動向

【国・各地方公共団体の動向】

平成13（2001）年11月30日に成立した「文化芸術振興基本法」に基づき、文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術の総合的な振興を図る取組みが進められてきました。

平成29（2017）年6月には、少子高齢化やグローバル化の進展等社会状況の変化を踏まえ、同法を改正した「文化芸術基本法」が公布・施行されました。

同法では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等他分野との有機的な連携が求められるとともに、文化芸術により生み出される価値を文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明記されました。

平成30（2018）年3月には「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や令和4（2022）年度までの5年間における文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。

平成30（2018）年3月には「文化財保護法」が一部改正され、平成31（2019）年4月に施行されました。改正の目的としては、過疎化・少子高齢化等を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいけるよう、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るためです。また、同法に基づき、都道府県はその域内における指定・未指定の文化財の計画的な保存活用の促進や地方文化財保護行政の推進を図るために、総合的な施策の大綱を策定することができるようになり、市町村は当該大綱を勘案した総合的な計画を作成できるようになりました。

4 本市の動向と課題

本市の文化芸術活動を取り巻く環境に関しては、昭和53（1978）年建築の小

山市中央市民会館（文化センター・中央公民館）が築 44 年余り経過し老朽化が進んでいることとともに、耐震改修が未実施であることが課題となっています。第 8 次小山市総合計画において、当該施設については「施設の老朽化が著しく進んでいるため、現施設の課題や問題点を整理し、改修あるいは再整備の方向性についても検討します」とされています。また、小山市公共施設マネジメント計画においても、本施設は「耐震補強及び PFI による建替えの両面から検討し、規模の適正化や他施設との複合化を図る」とされています。

今後、上記計画に基づいて小山市中央市民会館の今後のあり方及び施設整備の方向性の検討を進め、本市文化芸術活動や社会教育活動の拠点である小山市中央市民会館の整備充実を図ることが課題となっています。

また、市の博物館・美術館についても収蔵庫の不足をはじめとして機能が十分とはいえない面があり、適切な展示・保管や新たな受け入れ等がスペース不足により適切に行えていない実情があります。市における文化芸術施設のあり方、機能の充実について検討していかなければならない課題となっています。

活動主体に関しては、文化芸術活動の担い手である文化団体会員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、小山市文化協会会員が令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけて 2 団体、179 名減少するなど、文化団体相互の連携や交流、自主的・主体的な文化芸術活動をする機会が減少していることが課題となっています。

文化芸術団体の現状や課題についてコミュニケーションをとりながら、円滑な世代交代の促進や、活動発表の機会や方法を工夫し、市民の自主的・主体的な文化芸術活動が持続可能となるような施策が求められています。

なお、文化芸術活動とも重なる部分が多い生涯学習分野に関しては、令和 4（2022）年度「第 3 次小山市生涯学習推進計画」が策定され、その中で目指す市民のすがたとして「いきいきと学び、積極的につながり主体的にまちづくりに参画する市民」、基本理念として「学んで育む "輝くひと・まち、結ぶ絆" 」というスローガンが設定されました。

こうした目標や基本理念にも呼応・連携して、生涯学習や文化芸術活動の裾野が広がり、市民一人ひとりが生涯にわたって意欲的に学び、文化芸術活動を充実させることによって個性や能力を発揮できる市民参画社会の構築を目指します。

5 文化芸術に対する基本認識

（1）文化芸術の定義

文化とは、人間が自然とのかかわりや風土の中で、生まれ育っていく過程で社会から習得していく生活の仕方の総称です。衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、

道徳等、人間の生活にかかわるすべての物質的・精神的成果を指すもので「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」とされています。

さらに、市民一人ひとりの創造的文化活動の過程や方法等についても、文化を生み出す知的財産と考え、これらを含め芸術、生活文化等文化の中核をなす創造的で多様な文化すべてを「文化芸術」として位置づけます。

(2) 文化芸術の意義

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性をかん養し、創造力を育みます。

また、文化芸術に触れ、共感する心を通じて、人と人とが結びつき、相互に理解し合い、交流の輪が広がり、人々の活力を高めます。

また、「文化芸術基本法」においては「文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有する」としています。

■文化芸術の価値（「文化芸術推進基本計画（第1期）」）

（本質的価値）

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
- ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの

（社会的・経済的価値）

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる地域社会の基盤を形成するもの
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの

(3) 対象範囲

本計画の対象範囲は、市の文化環境の特性を考慮し、以下の分野とします。

■対象範囲

- ① 芸術・・・文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸、書等）、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）、その他の芸術
- ② 生活文化・・・茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化
- ③ 伝統文化・・・伝統芸能（邦楽、日本舞踊、吟詠剣詩舞、神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、祭礼行事、その他古来の伝統的な芸能）、伝統工芸（結城紬、本場結城紬織機、間々田紐、家紋帳筆笥・ダルマ戸棚、下野しぼり）
- ④ 文化財・・・史跡、歴史的建造物、民俗芸能等有形・無形文化財
- ⑤ その他・・・街並み、景観、自然環境、地域産業等

(4) 計画の位置づけ

本計画は、条例第6条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画です。

令和3（2021）年度を初年度とする、市の最上位計画である「第8次総合計画」と整合性を図るとともに、国県の計画を踏まえ、他の部門別計画とも連携を図ります。

また、本計画に掲げた施策を推進し、SDGsのゴール「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、心豊かなひとづくりを目指します



【参考】SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

（5） 計画期間

本計画は、令和4（2022）年度から今後5年間を展望したものとし、本市の文化芸術振興の基本的な方向を明らかにするものです。

また、今後の社会情勢や施策の進捗状況に応じるとともに、市民ニーズ等を反映した細かな施策展開を図るとために、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本的視点
- 4 文化芸術振興の概念
- 5 施策体系

1 基本理念

文化芸術は私たちの生活に豊かさと潤いをもたらすと同時に、まちの魅力や活力を創出します。本市は素晴らしい自然環境に恵まれ、地域の文化財や伝統文化を守り育ててきました。しかし多様な価値観が共存し、急速に進展する情報化社会にあっては、豊かさと潤いをもたらす社会を実現するために、私たちの国や地域が守り、育ててきた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが重要です。

本市は、自主的で個性的な文化芸術活動を支援するとともに、その担い手である市民の意見が反映され「魅力」「愛着」「誇り」を持って文化芸術活動ができる環境を醸成し、心豊かな人づくり、まちづくりを目指します。

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」

2 基本目標

(1)「文化芸術活動の推進」～ 市民文化 ～

市民一人ひとりが、文化の担い手であることを認識し、その自主性と創造性を尊重します。そのために、文化芸術活動を行う市民の意見を反映し、文化芸術が市民の身近なものとなるよう十分な配慮を図ります。

また、多彩な文化芸術活動の中心となる各種文化団体等の育成を図り、市民の文化芸術に対する意識の高揚と醸成に努めます。

さらに、様々な市民文化をさらに発展させるため、市民の主体的な芸術文化活動を促進するとともに、豊かで多様な活力のある文化の創造に向けて、文化芸術の振興を図ります。

(2)「歴史的文化の継承と活用」～ 歴史文化 ～

市民が先人たちの文化の豊かさに気づき、郷土への思いを深めて「市民一人ひとりが豊かな歴史や文化の継承者である」との自覚を持ち、誇りを持ってこれらを後世に伝えていこうとする心を育てます。

そのために、本市の貴重な文化遺産に関する調査研究で蓄積された情報を公開・提示し、身近にある豊かな歴史や文化財の存在と意義を積極的に伝えます。

また、小山評定や祇園城跡などを手掛かりとして「ふるさとおやま」への愛着、誇りを深めるため、文化財の保存と一層の有効活用を図り、次代に小山の歴史・文化を継承し、これらを生かしたまちづくりの創造と発信を推進します。

3 基本的視点

(1) 地域の伝統や独自性を生かした視点

本市には、長い歴史の中で培われた有形・無形の文化財や伝統芸能など地域固有の文化が息づいています。これら文化を掘り起こし、再評価し、保存・継承・発展させるとともに、地域の独自性を生かした新たな文化を創造・発信し、多くの人々に親しまれる普遍性をもった文化に発展させていくことが重要です。

このように、これからの文化振興には、地域の個性やアイデンティティを確立していくことが大切です。

(2) 時代の変化を踏まえた視点

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」を創造するためには、地域性豊かな本市の文化をまちづくりの「顔」として捉えて、発展させ、市内外に発信していく必要があります。

少子高齢化やグローバル化、通信技術の進展など社会の状況が著しく急速に変化するなかで、次世代の文化の担い手となる子供たちや若者を対象に、学校や地域で文化芸術にふれる機会を拡充するとともに、高齢者に対しても生きがいを持って暮らせるように文化活動の充実を図る必要があります。

さらに、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策への対応が求められています。

(3) 交流を活性化する視点

文化は、人と人との出会いや交流の中から生まれ、異なる文化と接することで、自らの文化を再認識し、新たな文化の創造へと発展していきます。

そのため、地域や世代、ジャンル等の枠を超え、芸術家相互の交流や市民と芸術家との交流などさまざまな交流の機会を提供していく必要があります。そして、さらに本市の文化を広がりや深みのあるものとするためにも、交流活動を促進していくことが大切です。

4 文化芸術振興の概念

基本理念

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」

基本目標

- ・文化芸術活動の推進 ～市民文化～
- ・歴史的文化の継承と活用 ～歴史文化～

基本的視点

1. 地域の伝統や独自性を生かした視点
2. 時代の変化を踏まえた視点
3. 交流を活性化する視点

施策の方向性

たのしむ

～市民一人ひとりの感性と創造性を育む文化芸術環境の充実～

- 市民の文化芸術の発表機会の充実 ○市民・青少年の鑑賞機会の充実
- 市民の文化芸術活動への参加推進

そだてる

～文化芸術活動発展のための支援体制づくりと人材育成～

- 文化芸術資源の活用 ○文化ボランティアの育成、支援
- 文化を生かしたまちづくり ○国際文化・芸術交流の推進
- 創造活動を担う人づくり ○文化芸術情報の市民及び外部への発信
- “おやま”ブランドの創出と発信 ○友好都市との文化芸術交流

つたえる

～“おやま”文化遺産の活用と次世代への継承～

- 文化遺産の保存と継承 ○伝統文化や生活文化の継承
- 伝統文化を支える人づくり ○文化的環境の整備と推進
- 伝統工芸の伝承と発信 ○文化財を通じた学習機会の充実
- 文化、芸術教育を通じた青少年の育成

ささえる

～文化芸術行政の推進と連携～

- 芸術家の育成と支援 ○文化芸術を担う人材や団体への顕彰
- 文化活動施設の整備 ○観光、産業との連携事業
- 周辺市町村の文化施設との連携強化 ○文化芸術活動に対する芸術家等の派遣推進
- 情報発信、収集 ○文化行政への市民参画と市民との協働の推進
- 文化センター、公民館等の充実、活用

5 施策体系



第3章 施策の展開

- 基本施策1 多様な文化芸術活動の推進
- 基本施策2 文化芸術の担い手の育成
- 基本施策3 伝統文化の保護及び継承
- 基本施策4 文化芸術交流の促進
- 基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり

基本施策 1 多様な文化芸術活動の推進



【現状・課題・今後の方向性】

文化芸術活動は、人に心の安らぎを与え、生活に潤いをもたらします。行政は市民による自主的で創造的な文化芸術活動を支援するため、その環境整備をすることが必要になります。

また、市民のニーズに応じる優れた文化の公演、展覧会等を鑑賞する機会をつくることは、市民の文化芸術への関心を高め、多様な文化芸術活動を促進するためには必要不可欠です。

事業の実施にあたっては、関係機関との連携を密にし、特に次代を担う子供に対する鑑賞の機会をつくることや場の確保に努め、すべての市民が文化芸術に触れ、親しむ心を育てる環境を整備します。

基本施策	具体的施策
1 多様な文化芸術活動の促進	1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充 2 文化芸術の公演や展示事業の多様化 3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の支援 4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実

※本頁以降の「■実施事業」における「区分」の内容は以下の通りです

新規：第2次ビジョン策定後に開始した事業

充実：現在実施し、継続して充実させていく事業

拡大：事業規模を拡大し、推進する事業

具体的施策 1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
学校文化芸術体験事業	小・中・義務教育学校で、演劇等の鑑賞の機会を提供します。	充実	文化振興課
劇団四季こころの劇場小学校招待公演	劇団四季こころの劇場公演を、市内全小学校6年生に提供します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
学校文化芸術体験事業	11校	13校	15校

具体的施策2 文化芸術の公演や展示事業の多様化

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会加入団体活動事業	小山市文化協会に加入している団体による公演や展示事業を開催します。	拡大	文化振興課
文化センター自主事業	文化センターの自主事業を開催します。	拡大	文化振興課
企画展開催事業	収蔵資料の的確な管理と調査研究の充実を図り、常設展では展示しきれない収蔵資料や、学芸員の研究成果を発表します。	拡大	博物館
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催	市民が郷土文化への理解を深めるとともに、芸術への関心を高めるために、市民のニーズを的確に把握し、優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。	充実	車屋美術館

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催	入館者数 8,557 人	入館者数 10,000 人	入館者数 12,000 人

具体的施策3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の支援

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術振興活動事業	自主的で創造的な特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組として、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課
芸術文化コンクール大会出場補助金	優秀な芸術文化団体等の育成を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高校、大学単一で活動する市内の団体及び市内在住の個人に対し、芸術文化コンクール大会等補助金を交付します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
芸術文化コンクール大会出場補助金	0 件	3 件	5 件

具体的施策 4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
市民文化祭	市民一人一芸術をめざし、17部門の市内文化団体の参加・協力を得て市民文化祭を開催し、地域文化の振興を図ります。	充実	文化振興課
文化振興大会	市民文化祭の開幕祭として式典及び記念公演を開催します。	充実	文化振興課
小山市文化協会加入団体活動事業(再掲)	小山市文化協会に加入している団体による公演や展示事業を開催します。	拡大	文化振興課
ハンドベルフェスタ in OYAMA	小山市のブランドであるハンドベルの素晴らしい音色の響くまちづくりを推進するため、市制 50 周年記念事業として開催した本事業を継続して開催し、ハンドベル音楽の普及並びに地域における音楽文化活動の活性化を図ります。	拡大	文化振興課
市民能「小山安犬」の再演	市制 50 周年記念事業として開催した本事業を継続して開催し、先人から受け継がれた貴重な歴史の継承及び活用を図ります。	充実	文化振興課
市民オペラ「小山物語」の再演	市制 50 周年記念事業として創作された市民オペラを継続して開催し、市民全体による新たな文化芸術の創造を推進します。	充実	文化振興課
友の会作品展	地域文化の発展に寄与することを目的として活動する会員の成果を発表します。	充実	博物館
公募展の開催	企画展や公募型展覧会(令和 4 年 1 月開催: 10×15 の世界コンテスト展)などの多様な事業を継続開催し、市民の文化芸術活動と発表の機会を充実させるとともに、地域文化の活性化を図ります。	充実	車屋美術館

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和 3 年度)	中間値(令和 6 年度)	目標値(令和 8 年度)
市民文化祭	入場者 15,492 人 (令和元年度) ※令和 2・3 年度中止	入場者 18,000 人	入場者 20,000 人
小山市文化協会加入団体活動事業(再掲)	7 回	23 回	25 回
ハンドベルフェスタ in OYAMA	来場者数 750 人 (令和元年度) ※令和 2・3 年度中止	来場者数 1,000 人	来場者数 1,000 人

基本施策 2 文化芸術の担い手の育成



【現状・課題・今後の方向性】

市民の個々の文化芸術活動を活性化するためには、文化芸術イベントの企画を総合的にマネジメントできる人材や運営等に側面からサポートする人材・団体が必要です。文化芸術活動の広がりとなつた文化芸術の創造を実現するため、学校教育や生涯学習、民間企業、関係団体等との連携を強化し、人材等の発掘と育成への環境整備に努めます。

また、本市の文化芸術の振興に大きな貢献をされた先人の功績を顕彰するとともに、本市の明日を担う若手の芸術家・文化人の支援を充実します。

基本施策	具体的施策
2 文化芸術の担い手の育成	1 顕彰制度の確立 2 人材育成事業の拡充 3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進 4 学校教育・生涯学習との連携の推進

具体的施策 1 顕彰制度の確立

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会功労賞等の表彰	文化協会加入団体から推薦のあつた功労賞などの候補者について審議を行い表彰します。	充実	文化振興課

具体的施策 2 人材育成事業の拡充

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室	学校教育の一環として、中学生に対し伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
小中学校ハンドベル講座	小中学校へ講師を派遣しハンドベルの指導を行います。(旭小学校・東城南小学校・美田中学校)	拡大	文化振興課
ハンドベルメンテナンス講座	ハンドベルチームを対象とした、ハンドベルの構造の解説及び磨き方の実習を行います。	充実	文化振興課

■実施事業(続き)

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術振興活動事業(再掲)	自主的で創造的な特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組みとして、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課
博物館等におけるボランティアの育成	博物館や車屋美術館の各種事業の補助や、自主事業の実施による地域文化の啓発・普及を行います。	充実	博物館 車屋美術館

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室	3校	4校	5校
小中学校ハンドベル講座	参加者数 52人	参加者数 70人	参加者数 100人
ハンドベルメンテナンス講座	参加者数 20人 (令和元年度) ※令和2・3年度中止	参加者数 20人	参加者数 25人
博物館等ボランティアの育成	登録者数 41人 (博物館 22人・ 車屋美術館 19人)	登録者数 45人	登録者数 50人

具体的施策3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会後援事業	小山市文化協会で後援を行うことにより、市内の文化活動の活性化に寄与します。	充実	文化振興課
芸術文化コンクール大会出場補助金(再掲)	優秀な芸術文化団体等の育成を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高校、大学単一で活動する市内の団体及び市内在住の個人に対し、芸術文化コンクール大会等補助金を交付します。	充実	文化振興課
文化芸術振興活動事業(再掲)	自主的で創造的な特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組として、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
芸術文化コンクール 大会出場補助金	0件	2件	4件
小山市文化協会後援 事業	7回	10回	12回

■具体的施策4 学校教育・生涯学習との連携の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
移動音楽鑑賞教室	小学校及び中学校で、優れた音楽を直接鑑賞する機会を提供し、芸術にふれる喜びを体験させ、芸術文化への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
学校文化芸術体験事業(再掲)	小学校及び中学校で、演劇等の鑑賞の機会を提供します。	充実	文化振興課
劇団四季こころの劇場小学校招待公演(再掲)	劇団四季こころの劇場公演を、市内全小学6年生に提供します。	充実	文化振興課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
市民文化祭(再掲)	市民一人一芸術をめざし、17部門の市内文化団体の参加・協力を得て市民文化祭を開催し、地域文化の振興を図ります。	充実	文化振興課
小中学校ハンドベル講座(再掲)	小中学校へ講師を派遣しハンドベルの指導を行います。(旭小学校・東城南小学校・美田中学校)	充実	文化振興課
おやま・まちづくり出前講座	市民の要望に応じて、博物館や車屋美術館の職員等を講師として派遣して、「おやま・まちづくり出前講座」を実施します。	充実	生涯学習課

■現状値・目標値

事業名	現状値 (令和3年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
学校文化芸術体験事業(再掲)	11校	13校	15校
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	3校	4校	4校

市民文化祭(再掲)	入場者 15,492 人 (令和元年度) ※令和 2・3 年度中止	入場者 20,000 人	入場者 20,000 人
小中学校ハンドベル 講座(再掲)	参加者数 52 人	参加者数 70 人	参加者数 100 人

基本施策 3 伝統文化の保護及び継承



【現状・課題・今後の方向性】

本市は、国・県・市指定の有形・無形の文化財を数多く有する他、未指定であっても、生活に根ざした身近な文化財や伝統芸能等が、各地域で数多く継承されています。そして、これらの文化遺産は新たな文化や都市アイデンティティを育む土壌となります。

そのため、文化遺産を保護し、より発展させて次世代に継承するとともに、市民の文化遺産に対する関心を高め、活用機会の充実を図ります。

基本施策	具体的施策
3 伝統文化の保護 及び継承	1 文化財の保存と活用の推進 2 文化財の指定・登録の推進 3 歴史や伝統文化の学習機会の充実 4 文化財に関する記録（映像を含む）の作成・保存

具体的施策 1 文化財の保存と活用の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
間々田のじゃがまいた伝承館整備事業	「間々田のじゃがまいた」を末永く守り伝えるとともに、その貴重な文化的価値を市内外へ発信し、地域の交流・活性化を促進する拠点施設を整備します。	新規	文化振興課
歴史のまちづくり事業	市民が小山の歴史や文化財を身近に感じられるようなまちづくりを推進するために、イベントの開催、パンフレット作成、ホームページの充実等を実施します。	充実	文化振興課
古墳拠点施設管理運営事業	古墳に隣接する国史跡摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館について、まり・びわ古墳はなまつり等のPRイベントを開催し、地域の活性化、団体見学の積極的受入を図ります。	新規	文化振興課
国史跡寺野東遺跡の活用推進	おやま縄文まつりの広場として整備された同遺跡について、縄文まつり等のPRイベントを開催し、団体等の積極的受入を図ります。	充実	文化振興課
国史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳整備事業	国指定史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳の両古墳及びその周辺の整備を推進します。	充実	文化振興課

■実施事業（続き）

事業名	事業内容	区分	担当課
埋蔵文化財調査事業	埋蔵文化財発掘調査の実施及び遺構・遺物の保存を図ります。	充実	文化振興課
文化財管理	文化財の指定及び指定文化財の維持・管理を図ります。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
歴史のまちづくり事業	事業実施件数 1件	事業実施件数 2件	事業実施件数 3件
古墳拠点施設管理運営事業	資料館入館者数 3,952人	資料館入館者数 5,000人	資料館入館者数 7,000人
国史跡寺野東遺跡の活用推進	資料館入館者数 1,225人	資料館入館者数 3,000人	資料館入館者数 4,000人
埋蔵文化財調査事業	発掘調査実施件数 3か所	発掘調査実施予定 3か所	発掘調査実施予定 3か所
文化財管理	指定文化財件数 136件	指定文化財件数 現状以上	指定文化財件数 現状以上

具体的施策2 文化財の指定・登録の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
指定文化財保存整備事業	文化財保存活用地域計画に基づき既存の指定・登録文化財の保存・活用を図るとともに、新規指定・登録にも努めます。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年)
指定文化財保存整備事業	指定文化財件数 136件	指定文化財件数 未定	指定文化財件数 未定

具体的施策3 歴史や伝統文化の学習機会の充実

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
こども小山評定	将来を担う子供たち達に身近な地域の歴史や文化に触れる場を提供し、郷土愛を育むとともに、ワークショップ形式で子供の目線での歴史のまちづくりのあり方を検討し、提案として取りまとめます。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
こども小山評定	参加者数0人 ※令和2・3年度中止	参加者数20人	参加者数20人

具体的施策4 文化財に関する記録(映像を含む)の作成・保存

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化財に関する記録の収集・作成・保存	文化財の保護と次世代への継承のため、文化遺産に関する記録を充実させ、適切に管理保存していきます。	新規	文化振興課
指定文化財保存整備事業(再掲)	文化財保存活用地域計画に基づき既存の指定・登録文化財の保存・活用を図るとともに、新規指定・登録にも努めます。	充実	文化振興課



(写真) 国史跡 摩利支天塚・琵琶塚古墳と古墳資料館

基本施策 4 文化芸術交流の促進



【現状・課題・今後の方向性】

文化は人と人との交流のなかで生まれ、発展し、そこからまた新しい文化が創出されます。文化芸術を取り巻く様々な分野の人や団体の相互交流を促進することは、本市の文化芸術を向上させるうえで、重要な意味を持っています。

そのため、様々な交流を通じて特色ある文化の発信、展開を図ります

基本施策	具体的施策
4 文化芸術交流の促進	1 世代間交流による伝統文化の継承支援 2 講座・人材・施設に関する情報提供 3 地域間交流及び国際交流等の促進

具体的施策 1 世代間交流による伝統文化の継承支援

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	3校	4校	4校

具体的施策 2 講座・人材・施設に関する情報提供

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術に関する講座等の情報提供	おやま・まちづくり出前講座、市民開放講座等で文化芸術に関係する講座等の情報を提供します。	充実	生涯学習課

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
講師指導者情報の発信	文化芸術に関する講師及び指導者の登録や情報提供を行います。	充実	生涯学習課
小山市史その他資料の頒布	本市の歴史や文化を広く普及するため、「小山市史」・「小山の伝説」等の関連書籍の頒布を行います。	充実	文化振興課

具体的施策3 地域間交流及び国際交流等の促進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山地区定住自立圏構成都市との文化施設の相互利用	小山地区定住自立圏構成都市に住所を有する者が使用する場合の使用料については、小山市に住所を有する者と同額とする。	充実	文化振興課



(写真) 市内中学校での
伝統文化ふれあい教室



(写真) 小山市民文化祭での学校音楽祭

基本施策 5 文化芸術を創造する環境づくり



【現状・課題・今後の方向性】

文化芸術を創造する環境は、市全体、あるいは各地域の特色を醸し出す伝統産業や豊かな自然環境などの地域資源を生かしたまちづくりの中から生まれます。日常生活のなかに文化的な雰囲気を感じることができるよう、すべての施策の企画・立案に文化的な視点を積極的に取り入れ、文化財の保護やその周辺の整備にもあわせて取り組んでいく必要があります。

ユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地など地域の誇りである地域資源を保存・活用・継承し、本市の文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

栃木県では、令和 4（2022）年に「第 77 回国民体育大会」を開催することとなり、本市においては、水球や新体操等が開催されます。そこで、さらに本市の文化や魅力を発信していくことが期待されています。そして、市民が文化芸術活動を行うための、鑑賞の場や日頃の活動の成果を発表する場が求められていることから、文化センター、図書館、博物館などの文化施設の充実を図るとともに、学校・公民館など既存施設の更なる有効活用を目指して、様々な活動の場の提供に向けた取組を進めます

基本施策	具体的施策
5 文化芸術を創造する環境づくり	1 魅力ある自然環境を守り、伝統を継承する施策 2 文化施設の活用 3 文化芸術活動のための公共施設の活用・整備

具体的施策 1 魅力ある自然環境を守り、伝統を継承する施策

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
本場結城紬の活用	本場結城紬を活用した着心地体験や結城市との連携事業等を推進し、地域振興・活性化を図ります。	充実	工業振興課
渡良瀬遊水地の賢明な利用の推進	特別天然記念物コウノトリをはじめ多様な生きものが生息する渡良瀬遊水地の貴重な地域資源の保全・再生を行い、それらの恵みを利用しながら、地域活性化を図ります。	充実	自然共生課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
本場結城紬の活用	本場結城紬着心地 体験者数 50 人	本場結城紬着心地 体験者数 100 人	本場結城紬着心地 体験者数 150 人
渡良瀬遊水地の賢明な利用の推進	渡良瀬遊水地周辺の 利用者数 23,184 人	渡良瀬遊水地周辺の 利用者数 28,000 人	渡良瀬遊水地周辺の 利用者数 30,000 人

具体的施策 2 文化施設の活用・整備

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
中央市民会館の整備	安全・安心かつ快適な施設環境の提供や利用者のニーズを反映した施設運営を目指して、施設の今後のあり方及び施設整備の方向性の検討を進めます。	新規	文化振興課
図書館の活用	読書を通して文化振興を図るために、市民の学習機会を増加させるとともに、文化芸術活動の機会や場の充実を図ります。	充実	図書館
博物館の活用	本市の特色ある文化資源をこれまで以上に活用するとともに、新たな魅力を発見・発信するため、常設展の充実を図るとともに、様々な企画展を開催します。	充実	博物館
美術館の活用	地域活動の拠点及び文化創造の場として、多様な文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、新たな文化芸術の育成及び発信に努めます。	充実	車屋美術館
小川家住宅の活用	市民の郷土文化への理解を深めるとともに、文化芸術への関心を高めるために、小川家住宅を活用した展示事業の充実を図ります。	充実	車屋美術館
博物館・美術館の収蔵庫整備	慢性的に保管スペースの不足している博物館・美術館について、適切な展示・保管や新たな受け入れ等ができるよう、収蔵庫の整備を検討します。	新規	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(令和3年度)	中間値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展示会の開催(再掲)	入館者数 8,557 人	入館者数 10,000 人	入館者数 12,000 人

具体的施策3 文化芸術活動のための公共施設の活用

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
公民館の開放	公民館を開放し、文化芸術活動の練習・発表の場として活用します。	充実	生涯学習課

第4章 計画の推進

- 1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働
- 2 進行管理
- 3 評価・見直し

1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働

この計画に掲げられた基本理念、基本目標を実現し、豊かで活力のある多様な文化の創造を目指して、市民や団体等が主体的に活動できるよう市民と行政がそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

初期から事業や行事への参加を促し、協働の経験を重ねることにより、文化行政への理解と関心を深め、将来的には、企画や計画の段階から、運営実施、評価改善までの段階にいたるまで、各段階において積極的に市民が参画するしくみに発展させていくことが大切であり、市民や団体などがそれぞれの役割を適切に担うことが必要です。

(1) 市民の役割

まちへの誇りと希望を創り出していく力の源は、行政ではなく市民です。個人としての市民、企業、市民の集合体として活動する文化芸術団体等がそれぞれの役割を担う必要があります。

①市民

市民は、自らの活動を通じて自己実現をしているだけでなく、一人ひとりが文化の担い手であることの自覚を持ち、個々の持っている創造性を発揮することが求められます。市民が主体的に文化芸術活動を行う中で、多くの交流が生まれ、個性溢れるまちづくりが可能となります。

②企業

企業は、地域社会を形成する一員であり、豊かで潤いのある社会を創造するため、社会貢献活動を支援し、市民、その他の団体との協働を進めることが求められます。企業が、市民や団体が行う文化芸術活動に対し、積極的、継続的に協賛活動を行うことは、その質的向上とともに、新たな文化芸術活動の創造と人材育成への貢献となります。

③文化芸術団体等

文化芸術団体等は、自らが文化芸術の担い手であることから、さまざまな文化芸術の鑑賞や発表、創造活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重しあい、交流を深めるよう努めることが求められます。今後は、特色ある文化芸術活動を展開するとともに、他の団体や教育、福祉、観光などの団体や機関とも、積極的に連携・協力しながら、より一層地域文化の振興に貢献することが期待されています。

(2) 行政の役割

行政は、市民の自主性・創造性を尊重し、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、支援する役割を担う事が求められています。また、文化は市民生活全体及びまちづくりに密接に関わり影響を与えるため、文化的視点を大切にすることが重要です。

①子供の文化芸術活動の充実

教育機関は、在学する児童・生徒が文化芸術活動を体験し、作品に触れる一番身近な場です。そのような場を通じて、文化芸術の素晴らしさを体感し、豊かな感性と地域社会の一員としての自覚を身につけることができます。

そのためにも、地域の文化芸術に関わる人たちの情報を積極的に学校に伝え、地域と学校が情報を共有し、連携していくことが重要です。幼少の頃から文化芸術に親しむ機会をつくることは、地域の文化力向上につながります。将来にわたって、文化芸術活動がさらに充実したものになるためには、地域の情報や地域の人たちとの交流を基礎にしたカリキュラムを児童・生徒に恒常的に提供することが求められます。

②文化芸術に関する人材の育成と活用

本市の文化芸術振興を推進するためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、協働していく必要があります。市民の声が行政に届き、行政施策に反映され、さらに、市民の動きに反映していく相互作用により市民と行政の協働事業が可能となります。

そのためには、行政が市民のニーズを把握し、市民と行政等をつなぐパイプ役として、市民支援人材(コーディネーターやボランティア)を育成するとともに、積極的に活躍の場を提供することが求められます。

③教育機関との協働

文化芸術に関する教育を行っている大学、専門学校等は、本市の優れた文化資産といえます。これらの教育機関との連携を通して、より進化した効果的な文化行政の可能性を探るとともに、文化芸術協働創造事業などを実施し、本市の文化芸術政策を推進します。

また、教職員の多様な専門性や学生の豊かな感性という財産を活用して、文化芸術活動の推進基盤を充実することが重要です。

④文化芸術に関する情報の発信

本市では、市民の文化芸術活動が盛んに行われ、各地域の特色を醸し出す歴史

的な景観や文化財などが多数所在しています。そのことは文化芸術を生かした特色ある地域づくりを推進し、心豊かで活力のある、暮らしやすい「文化都市小山」を創造するためにたいへん重要な意味があります。

そのため、本市における文化芸術活動や文化財等の情報を市内に提供するとともに、市外に向けても積極的に発信を行います。

2 進行管理

本計画で示された施策が効果的に実施され、それが基本目標や基本方向の実現に向かっているかどうか、その進行管理を行うことは大切です。

そのため、施策の評価・見直しにあたっては、施策ごとに成果項目と指標を定めて行う必要があります。数字で示すことができるものと、難しいものがあることを認識し、市民に成果を公開していきます。

3 評価・見直し

本計画に沿った施策を展開することにより、これらの施策がどのような成果に結び付くのか、また、「文化都市小山」の創造にどのように貢献をしているのか、常に市民の評価を踏まえて施策を検討する必要があります。

そのため、定期的を実施する市民のアンケート等により、市民ニーズを的確に把握し、評価します。また、重要な施策・事業の実施にあたっては、市民や文化活動団体、機関等の意見や要望を踏まえながら推進します。

資料編

1 小山市文化芸術振興条例

1 小山市文化芸術振興条例

前文

私たちのふるさと小山市は、「水と緑と大地」の素晴らしい自然に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により連綿と歴史を刻み、新幹線も停車し、鉄道、国道ともに結節する東京からわずか60km圏内の交通の要衝である立地条件にも支えられ、農・工・商業の調和のとれたまちとして、めざましい発展をしてきた。

21世紀を迎え、時代は大きな転換期にある。経済が豊かになり、ものに幸せを求めてきた時代から、心の大切さの実感、心豊かな生活の実現が強く求められる時代へと変化してきている。

文化芸術は、人々に楽しさや感動を与え、やすらぎや生きる喜びをもたらす。それは、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性かん養する上で重要なものである。また、すべての人が、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものでもある。

ふるさとの豊かな自然や昔から親しまれている祭りや芸能などの地域に根ざした伝統文化は、ふるさとへの誇りや愛着を深め、日々の暮らしの共通のよりどころである。先人たちからの歴史や伝統を保存し、継承し、新たな文化芸術を創造することは、私たちの責務であるとともに、次なる時代の基盤となる。

私たちは、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」を自らの手で創造するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民等の役割を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策の

体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市の文化芸術振興施策への積極的な参加及び協力と市民の文化芸術活動支援に努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ第11条に規定する小山市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術活動の充実)

第7条 市は、広く市民が多様な優れた文化芸術に触れ、これを創造し、又はこれらの活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間団体等の自主的な文化芸術活動を促進するため、文化施設を有効に活用する等、活動の場や機会の確保並びに必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(文化財等の保存等)

第8条 市は、将来にわたり文化財その他の伝統文化、芸術を保存し、継承し、発展させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の支援活動等の活性化)

第9条 市民及び民間団体等が行う文化芸術活動の支援及び当該支援活動の活性化を図るため、市は、個人又は団体等からの寄附受入れを容易にする基金を設置する等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第10条 市長は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

(文化芸術振興審議会)

第11条 市における文化芸術の振興を図るため、小山市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ基本方針、その他文化芸術の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べるものとする。

4 前2項に規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。